

# 観光インバウンド

- ・広域観光周遊ルート形成促進事業
- ・観光地域ブランド確立支援事業
- ・地域資源を活用した観光地魅力創造事業
- ・広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業
- ・訪日旅行促進事業(訪日プロモーション事業)
- ・(独) 国際観光振興機構運営費交付金のうち 訪日プロモーション事業

平成29年11月16日

国土交通省

# 広域観光周遊ルート形成促進事業

**目的:** 訪日外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の広域観光周遊ルート形成計画を認定して、地域が推進する取組をパッケージで支援し、海外に強力に発信。

**概要:** 国は、各年度の事業計画に位置づけられた事業の実施に必要な経費の1/2を限度として支援。

## 広域観光周遊ルート形成計画の認定状況

平成27年6月12日に、7ルートの計画を認定  
平成28年6月14日に、4ルートの計画を追加認定  
(全国11ルート)

## 各ルートでの取組例

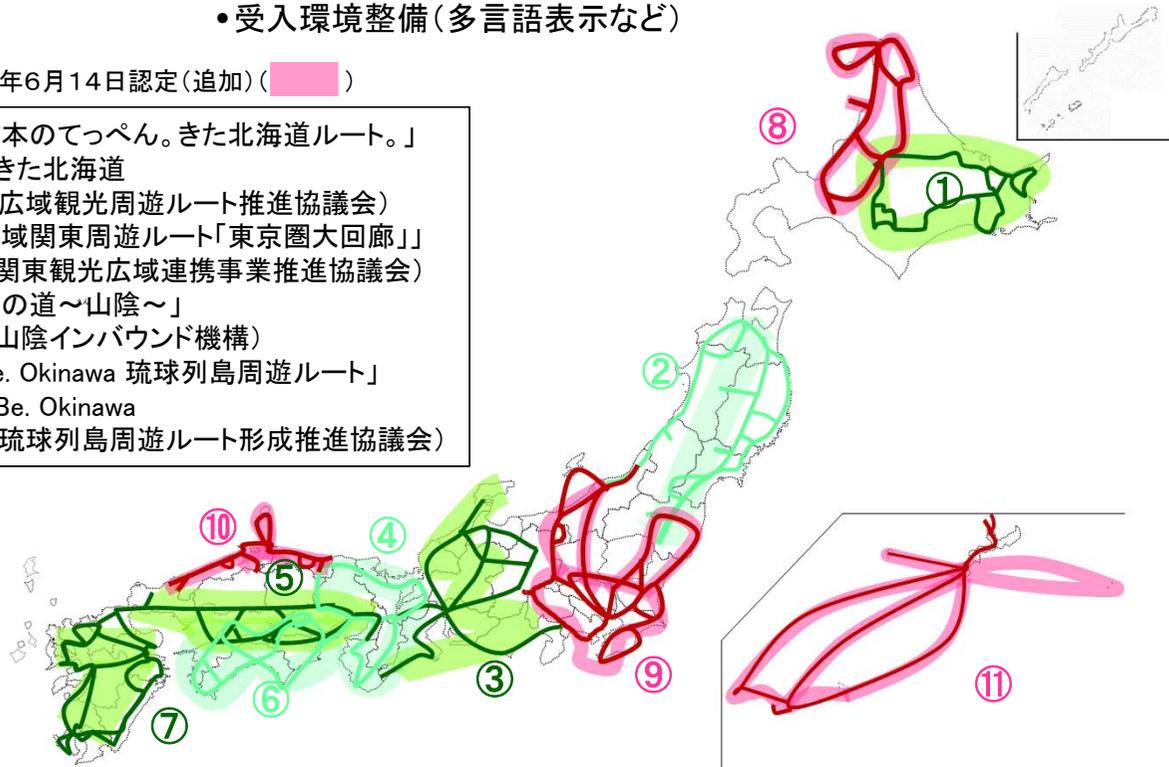
- マーケティング調査
- 計画策定(専門家の招へい等を含む)
- 観光資源の磨き上げ
- 受入環境整備(多言語表示など)
- 海外プロモーションの実施
- 広域周遊ツアーの企画・販売
- その他広域での地域共通の取組等

平成27年6月12日認定( ■ ■ )

- ①「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」  
(「プライムロード ひがし北・海・道」推進協議会)
- ②「日本の奥の院・東北探訪ルート」  
(東北観光推進機構)
- ③「昇龍道」  
(中部(東海・北陸・信州)広域観光推進協議会)
- ④「美の伝説」  
(関西広域連合、関西経済連合会、関西観光本部)
- ⑤「せとうち・海の道」  
(せとうち観光推進機構)
- ⑥「スピリチュアルな島～四国遍路～」  
(四国ツーリズム創造機構)
- ⑦「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」  
(九州観光推進機構)

平成28年6月14日認定(追加)( ■ )

- ⑧「日本のでっぺん。きた北海道ルート。」  
(きた北海道  
広域観光周遊ルート推進協議会)
- ⑨「広域関東周遊ルート「東京圏大回廊」」  
(関東観光広域連携事業推進協議会)
- ⑩「縁の道～山陰～」  
(山陰インバウンド機構)
- ⑪「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート」  
(Be. Okinawa  
琉球列島周遊ルート形成推進協議会)



(注) 上段「 」はルートの名称、下段( )は計画の実施主体

# 観光地域ブランド確立支援事業

観光圏整備法<sup>(注)</sup>に基づき、自然・歴史・文化等で密接な関係のある観光地を一体とした地域(観光圏)において、地域の関係者が連携し、幅広い観光資源を活用することにより、いわゆるゴールデンルート以外の地域においても、国内外の観光客が2泊3日以上滞在・周遊ができる国際競争力の高い魅力ある観光地のモデルとなる地域の形成を促進する。

(注)観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

## 観光圏整備実施計画

### 観光圏の魅力向上に資する事業の実施計画

**【作成主体】**

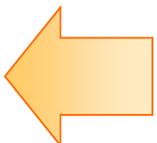
事業の実施主体が共同して作成  
(観光事業者、宿泊事業者、交通事業者等による共同作成)

**【実施内容(例)】**

- **計画策定**  
・ブランドを確立するための戦略 等
- **宿泊魅力の向上**  
・おもてなし向上研修 等
- **滞在コンテンツの充実**  
・体験メニューの作成 等
- **移動の利便性の向上**  
・交通機関の共通パスの作成 等
- **情報発信の充実・強化**  
・ワンストップ窓口の構築 等

国土交通大臣  
認定

(13圏域を認定)



## 認定を受けた観光圏に対する支援措置

- **観光地域ブランド確立支援事業**  
計画策定、滞在コンテンツの充実、情報発信 等の事業に対し、補助を実施
- **旅行業法の特例**  
宿泊施設において、着地型ツアーの販売が可能
- **農山漁村活性化法の特例**  
農産品の直売所の設置等を支援対象とする農水省交付金の申請手続きの簡素化
- **社会資本整備についての配慮**

## 支援対象(観光地域づくりプラットフォームが行う以下の取組)

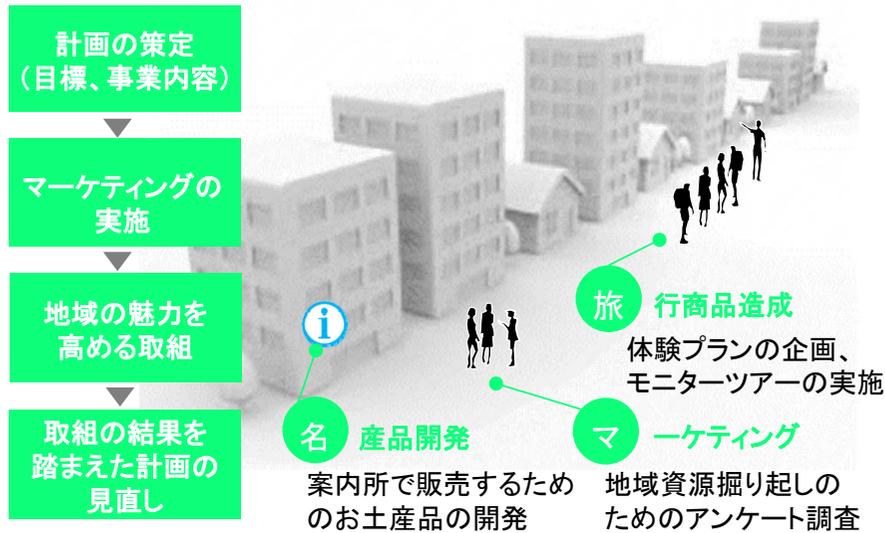
- (1) **観光地域ブランド確立基礎づくり支援【ステージ1】**  
目指すべき地域の将来像の策定、マーケティングの実施等を通じたブランド戦略の構築(補助額: 上限500万円)
- (2) **観光地域ブランド確立支援【ステージ2】**  
ブランド戦略に基づく、取組の課題を解決するための事業、主たる滞在促進地区の魅力向上のために必要な事業、ブランドの管理を行う事業等(補助額: 事業費の4割)  
事業例: 滞在プログラムの企画開発、ガイド育成、二次交通需要調査 等

# 地域資源を活用した観光地魅力創造事業

○地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等、地域の観光資源を活かした着地型旅行商品の造成や名産品の開発等を支援することにより、魅力あふれる観光地域づくりを推進。

## 事業イメージ

地域資源の磨き上げのため、戦略的かつ一体的な取組を行う地域に対して旅行商品の造成等を支援



## 支援詳細

- 支援対象事業者  
単一市町村、観光協会、交通事業者、旅行業者、地域づくりの取組を実施する者等により構成される協議会
- 支援内容  
個別事業の実施に必要な経費の総額の2分の1以内の金額を予算の範囲内で負担(最大3年間)

## 支援対象事業

### 国で実施可能な事業 (旅行商品等の造成に係る事業)

<p><b>計</b> 画策定 観光地域づくりに関する基本的な計画の策定など</p> 	<p><b>旅</b> 行商品造成 モデルコース・体験プランの企画、モニターツアー、造成した旅行商品のPRなど</p> 
<p><b>マ</b> ーケティング 商品造成に必要なニーズ調査や動向調査など</p> 	<p><b>名</b> 産品開発 地元の産品を活用したお土産品の造成など</p> 

### 上記事業にあわせて地域が自主的に実施する事業の例

(情報発信・受入環境整備等に係る事業)

<p><b>情</b> 報発信 パンフレット・Webページ作成、PR動画作成など</p>	<p><b>受</b> 入環境整備 看板の多言語化やWi-Fi整備、二次交通の実証実験など</p>
<p><b>機</b> 能強化 遊休施設改築や、ツアーデスク設置、バリアフリー化など</p>	<p><b>シ</b> ステム開発 予約システムの導入や周遊アプリの開発など</p>

# 広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業

## 事業概要

観光地域づくりの舵取り役であるDMOを中心とする、観光地の魅力の向上を図る地域の取組と、それらの観光地を結びつける広域の取組を合わせて支援することで、訪日外国人旅行者をはじめとする観光客の地方部における広域的な周遊観光を促し、より多くの来訪・滞在を促進する。

## 支援制度

### ・補助対象事業:

各DMO策定の事業計画に記載があり、かつ、連絡調整会議において連携・調整の図られた外国人旅行者の誘客を目的とする以下の取組

- ①調査、計画策定 ②広域周遊観光促進のための環境整備
- ③滞在コンテンツの充実 ④情報発信・プロモーション

### 支援までの流れ

- ①JNTOのプロモーション方針等を踏まえ、毎年、観光庁において実施方針を策定
- ②実施方針及び外国人旅行者のニーズ等を踏まえ、連絡調整会議(地方ブロック単位)において基本方針を策定
- ③基本方針に基づき、事業計画を策定。連絡調整会議において、実施方針及び基本方針との整合性を確認。
- ④有識者への諮問
- ⑤事業支援

### (具体的な取組事例)



定期的な戦略会議の開催



訪日外国人旅行者向け統一交通パスの販売



地域資源の魅力を活かした滞在プログラムを造成、提供



商談会の開催

・補助対象者: DMO、その他事業計画に記載された事業の実施主体

・補助率: 事業費の1/2以内

各DMO策定の事業計画の連携・調整を確保する仕組み

